

多摩細胞診研究会会則

第1章 名称と事務局

第1条 この会は、多摩細胞診研究会と称す。

第2条 この会の事務局は役員の所属施設とする。

第2章 目的と事業

第3条 この会の目的は、多摩および周辺地区における細胞診専門医と細胞検査士の知識の向上ならびに臨床細胞学の発展と普及および会員相互の親睦を図ることにある。

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 臨床細胞学に関する研修会の開催。
2. 年1回の会報の発行。
3. ホームページを通じて、会に関する情報を共有、公開する。
4. その他、この会の目的達成に必要な事業。

第3章 構成

第5条 この会は、日本臨床細胞学会に所属し、且つ多摩および周辺地区における細胞診専門医と細胞検査士によって構成する。

第6条 この会の会員は、この会が行う事業に参加できるとともに、研修会に出席して業績を発表し、発言することが出来る。

第4章 役員

第7条 この会に以下の役員を置く。

会長1名、副会長2名、事務局長1名、副事務局長1名、幹事若干名。

第8条 役員はこの会の会員により選出する。

第9条 会長、副会長はこの会の役員により選出する。

第10条 役員会は、会長、副会長、事務局長、幹事をもって構成する。役員会は年1

回以上開催し、この会に関する重要事項を協議決定する。また、会長は重要事項の協議のため随時役員を招集することができる。

第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げないが、原則として満65歳の当該年度末までとする。

第12条 この会の発展に寄与し、功績が認められた会長、副会長および幹事は退任後、名誉会長および顧問とすることができる。また名誉会長および顧問は役員会に出席し発言することができる。名誉会長および顧問は役員会で選出し、総会で承認を得る。

第13条 会長は、各役員と緊密な連携を保つよう努める。

第5章 総会

第14条 この会は、研修会の都度総会を開催する。

第6章 研修会

第15条 この会は、毎年1回以上の研修会を開催する。

第7章 会則の変更

第16条 この会則の変更は役員会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

附則

この会則は平成11年1月1日より施行する。

細則の追加（第1条の4、第10条の4）を行う。

この細則は平成11年11月1日より施行する。

会則の変更（第1条、第7条、第13条：毎年1回を、研修会の都度）を行う。

会則の追加（第4条の3、第11条、第12条、第16条）を行う。

会則の削除（第17条）

この会則は平成24年3月24日より施行する。

会則の変更（第2条、第7条、第11条）を行う。

この会則は2023年9月30日より施行する。

多摩細胞診研究会会則施行細則

第1章 会員

- 第1条 1. この会の会員は、会則第5条に定められた多摩および周辺地区の細胞診専門医と細胞検査士とする。
2. 細胞検査士を目指す臨床検査技師および学生は準会員として研修会等に参加し、発表・発言することが出来る。ただし、この会の運営に参加することは出来ない。また、会報の配布や研修会の案内等の連絡は行わない。
3. 研修会参加をもって、この会の会員とする。
- 第2条 1. この会の会費は当分の間徴収しないものとする。
2. 研修会の参加費は当分の間1000円とする。
3. 細胞検査士を目指す臨床検査技師および学生の研修会参加費は徴収しない。
4. オンライン開催など通常と異なる形態の開催の場合は、事務局で適正に判断し、1000円を上限として参加費を変更することがある。

第2章 役員

- 第3条 会長はこの会を主宰する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の職務を代行する。
- 第4条 1. 役員会はこの会に付議する事項をとりまとめ、この会の議決に基づき執行する。
2. 役員会は役員在籍者3分の2以上の出席を必要とする。ただし、委任状は出席と見なす。
3. 役員会の議事は出席役員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長が決する。
- 第5条 研修会実施委員長は、役員会によって定め、任期は担当研修会終了日までとする。

第3章 総会

- 第6条 総会は各年の研修会時に会長が招集し、研修会実施委員長が議長となる。

第4章 研修会

第7条 研修会の会期は、原則として1日とし、開催日は役員会合議の上、会場および運営は実施委員長が決定する。

第8条 1. 研修会の内容は、実施委員長が提案し、役員会で決定する。
2. 研究会事務局は、日本臨床細胞学会へ細胞診研修単位を申請する。
3. 研究会事務局は、研修会の案内状を関係する施設へ発送する。

第9条 研修会の印は、実施委員長の印とする。ただし、実施委員長に事故ある時は会長印とする。

第5章 会計

第10条 1. この会の会費は当分の間徴収しないものとする。
2. 参加費をもって、講師の謝礼、通信費（会報、案内状発送、ホームページ代）に当てる。
3. 経費は当分の間研修会毎に処理し、次回研修会へ繰り越さないこととする。

第6章 施行細則の変更

第11条 施行細則の変更は、役員会の議を経て、総会で承認を得なければならない。

附則

この細則は平成11年1月1日より実施する。

細則の変更・追加（第1条、第2条、第5条、第7条、第8条、第9条第10条）を行う

この細則は平成24年3月24日より施行する。

細則の変更（第2条）を行う。

この細則は2023年9月30日より施行する。